

平成30年度 京丹波町国民健康保険事業特別会計当初予算の概要について

現在、国民健康保険（国保）は、市町村が運営していますが、加入者に低所得の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向にあり、市町村国保は大変厳しい状況にあります。そこで、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、都道府県も市町村とともに国保の運営を担うことになりました。

平成30年4月以降、国の財政支援が拡充されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことで、国保財政は従来に比べると大きく安定します。市町村は引き続き、資格管理や保険料の賦課・徴収、保健事業などを実施することとなっています。

京丹波町では、引き続き、ジェネリック医薬品の利用促進、重複服薬者・多剤投与者対策などの医療費適正化対策や、特定健診をはじめとした保健事業の取組などを通じて、京丹波町国保の安定的な運営に努めていきます。

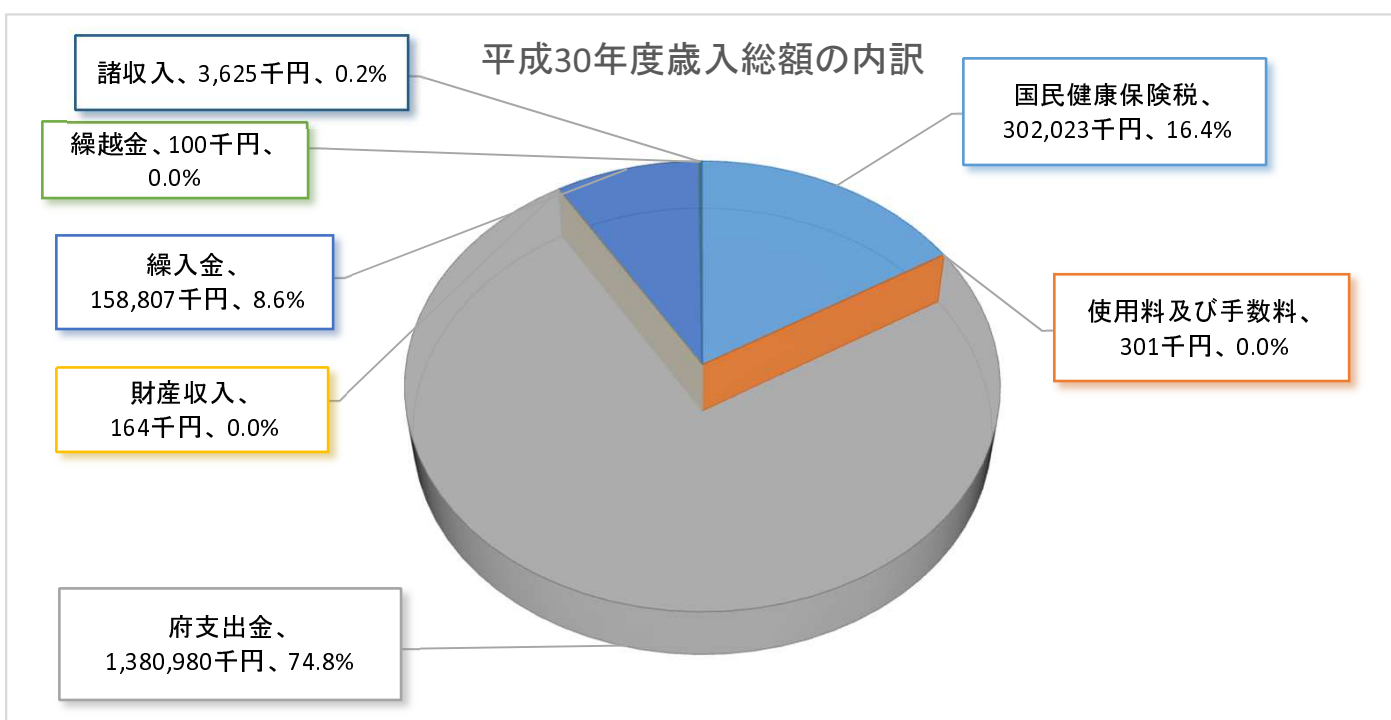
歳入の状況

平成30年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,600万円とし、前年度と比較しますと4億600万円の減額、比率にして18.0%減となっています。

平成30年4月からの国保の都道府県化に伴い、国庫支出金や前期高齢者交付金等につきましては、京都府で集約されることとなりますので、歳入歳出予算は大きく減少することになります。

また、自主財源であります国民健康保険税につきましては、平成21年度以降同じ保険税率を維持し、平成30年度におきましても、同じ税率で算定を行っています。

主な歳入項目としまして、府支出金が大きく増加していますが、平成30年4月以降、財政運営の責任主体が京都府になることで、保険給付費に必要な費用は、京都府が保険給付費等交付金として市町村に支払われることから、大きく増加をしています。このことで、国保財政は従来に比べて大きく安定します。また、繰入金が減額となっていますが、国民健康保険財政調整基金繰入金が前年度と比較しますと6,328万円減少し、61万8千円となり、予算ベースの段階で、一定、基金の確保ができたこととなります。



(単位：千円、%)

区 分	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	増減額 (H30-H29)	増減率
01 国民健康保険税	302,023	307,953	△ 5,930	△ 1.9
02 使用料及び手数料	301	301	0	0.0
03 府 支 出 金	1,380,980	96,285	1,284,695	1,334.3
04 財 産 収 入	164	149	15	10.1
05 繰 入 金	158,807	235,168	△ 76,361	△ 32.5
06 繰 越 金	100	100	0	0.0
07 諸 収 入	3,625	3,644	△ 19	△ 0.5
国 庫 支 出 金	0	326,959	△ 326,959	皆減
療養給付費交付金	0	57,464	△ 57,464	皆減
前期高齢者交付金	0	796,966	△ 796,966	皆減
共同事業交付金	0	427,011	△ 427,011	皆減
合 計	1,846,000	2,252,000	△ 406,000	△ 18.0

01 国民健康保険税

【H30予算額 302,023千円 (H29予算額 307,953千円、対前年度 △5,930千円、△1.9%)】

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなっており、それぞれ下記のとおり見込んでいます。被保険者数の減少などから、前年度と比較して593万円の減収見込みとなっています。

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	細 節	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	比較 (H30-H29)
一般被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	212,328	210,392	1,936
	後期高齢者支援金分現年課税分	56,170	55,560	610
	介護納付金分現年課税分	20,195	19,606	589
	医療給付費分滞納繰越分	8,000	10,000	△ 2,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,000	2,500	△ 500
	介護納付金分滞納繰越分	1,000	1,300	△ 300
	小 計	299,693	299,358	335
退職被保険者 等国民健康保 険税	医療給付費分現年課税分	1,197	5,517	△ 4,320
	後期高齢者支援金分現年課税分	433	1,453	△ 1,020
	介護納付金分現年課税分	200	925	△ 725
	医療給付費分滞納繰越分	300	500	△ 200
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	100	100	0
	介護納付金分滞納繰越分	100	100	0
	小 計	2,330	8,595	△ 6,265
合 計	302,023	307,953	△ 5,930	

02 使用料及び手数料

【H30予算額 301千円（H29予算額 301千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 諸証明手数料	1 千円	(H29	1 千円)
○ 督促手数料	300 千円	(H29	300 千円)

03 府支出金

【H30予算額 1,380,980千円（H29予算額 96,285千円、対前年度 1,284,695千円増、1,334.3%増）】

○ 保険給付費等交付金（普通交付金）	1,318,590 千円	(H29	0 千円)
--------------------	--------------	------	-------

市町村が保険給付に要した費用を都道府県から交付されるものであり、対象となる保険給付は、療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費となります。

○ 保険給付費等交付金（国民健康保険保険者努力支援交付金）	6,044 千円	(H29	0 千円)
-------------------------------	----------	------	-------

保険者（市町村、都道府県）における医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度です。インセティブのある仕組みを導入することにより、保険者機能の強化を図り、国保の財政基盤を強化することに狙いがあります。

○ 保険給付費等交付金（特別調整交付金（市町村分））	25,437 千円	(H29	0 千円)
----------------------------	-----------	------	-------

特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合、例えば、震災・風水害・火災等によって保険税を減免した場合や、病院事業や直営診療所の施設整備やへき地運営費が交付金の対象となります。

○ 保険給付費等交付金（府繰入金（2号分））	25,297 千円	(H29	0 千円)
------------------------	-----------	------	-------

災害等の特別事情分、事業実施に係る特別事情分、事業評価に係る特別事情分が対象となります。本町におきましては、保健事業に係る経費、レセプト点検員に対する経費などが交付金の対象となります。

○ 特定健康診査等負担金	5,612 千円	(H29	2,994 千円)
--------------	----------	------	-----------

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の3分の2相当分を計上しています。

04 財産収入

【H30予算額 164千円（H29予算額 149千円、対前年度 15千円増、10.1%増）】

○ 利子及び配当金	164 千円	(H29	149 千円)
-----------	--------	------	---------

国民健康保険財政調整基金の利息収入を計上しています。

05 繰入金

【H30予算額 158,807千円（H29予算額 235,168千円、対前年度 △76,361千円、△32.5%）】

○ 一般会計繰入金	158,189 千円	(H29 171,270 千円)
・ 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）	88,167 千円	(H29 93,355 千円)

国民健康保険被保険者の保険税負担の緩和のため、保険税の軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）また、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填することで、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が創設され、平成27年度以降は恒久化されています。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

・ 職員給与等繰入金	18,431 千円	(H29 19,075 千円)
------------	-----------	-----------------

国民健康保険事業の事務費に係る金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

・ 出産育児一時金等繰入金	¥4,200 千円	(H29 ¥4,200 千円)
---------------	-----------	-----------------

出産育児一時金（基本的に1子42万円）の2/3の金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

・ 財政安定化支援事業繰入金	21,000 千円	(H29 21,000 千円)
----------------	-----------	-----------------

保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して繰入が認められるもので、この費用は国の財政措置が講じられています。

・ その他一般会計繰入金	26,391 千円	(H29 33,640 千円)
--------------	-----------	-----------------

健康管理センター事業、福祉医療波及分（地方単独の福祉医療制度を施行している市町村の国保は、実施していない市町村よりも医療給付費が波及増加しているとみなされ、国の基準で波及増加と算定された医療費に対し国庫負担金などがカットされる仕組みになっています。）、保健事業費（人間ドックに要する費用のうち「がん検診分」について、保険者が実施しなければならない範疇を越えている部分であるため）分を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

○ 基金繰入金	618 千円	(H29 63,898 千円)
---------	--------	-----------------

国民健康保険財政調整基金からの繰入金を計上しています。

06 繰越金

【H30予算額 100千円（H29予算額 100千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 前年度繰越金	100 千円	(H29 100 千円)
----------	--------	--------------

前年度（平成29年度）国民健康保険事業特別会計からの繰越金を計上しています。

07 諸収入

【H30予算額 3,625千円（H29予算額 3,644千円、対前年度 △19千円、△0.5%）】

○ 延滞金、加算金及び過料	3,023 千円	(H29 3,023 千円)
---------------	----------	----------------

国民健康保険税の収納に係る延滞金等を計上しています。

○ 雑入	602 千円	(H29 621 千円)
------	--------	--------------

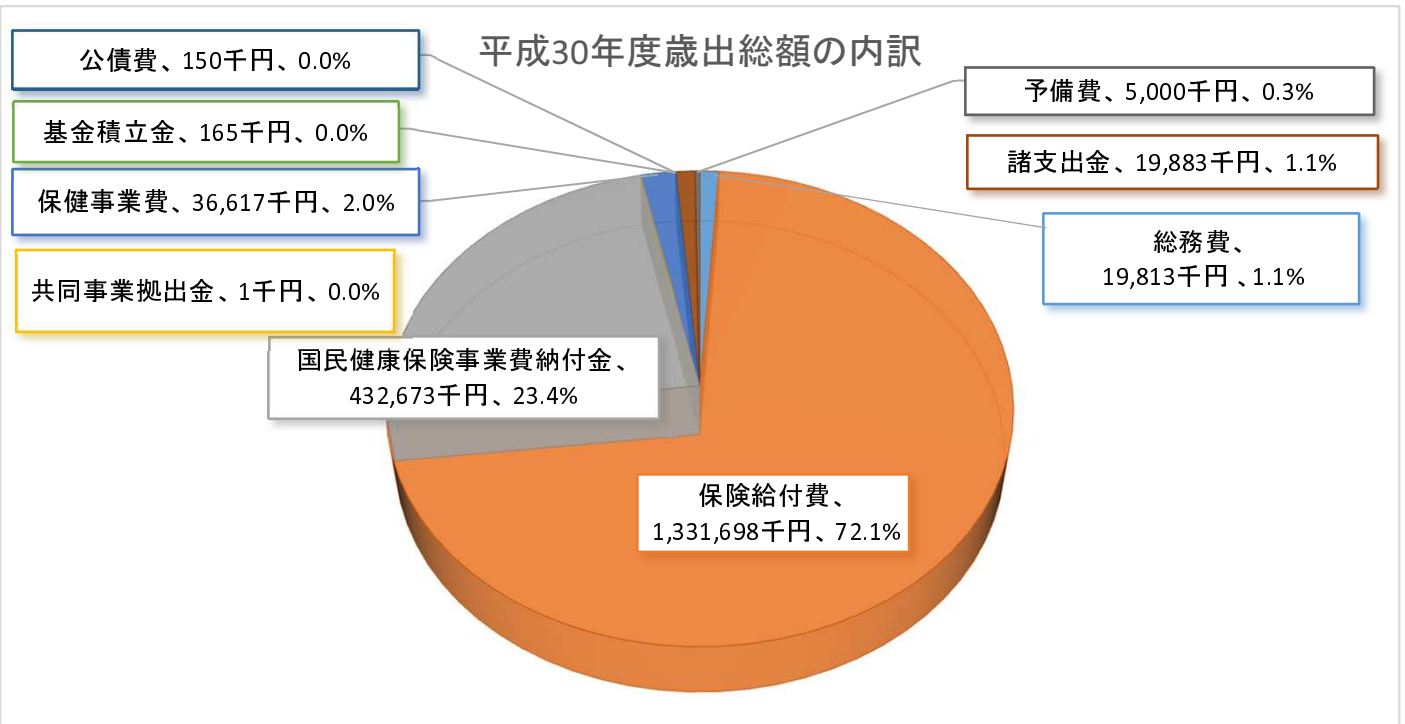
医療費の返納金、第三者納付金等を計上しています。

歳出の状況

歳出につきましては、平成30年4月からの国保の都道府県化に伴い、後期高齢者支援金、介護納付金等、廃款となっている項目もありますが、京都府に納める必要があります国民健康保険事業費納付金4億3,267万3千円が新たに発生しています。

これまでですと、突発的な医療費が発生した場合に、財政運営が不安定になるリスクが高く、財政赤字になる可能性もありましたが、今後は、京都府が財政運営の責任主体となることにより、京都府が決定した国民健康保険事業費納付金を納付し、保険給付費に必要な費用は、京都府が保険給付費等交付金として市町村に支払われることから、国保財政は従来に比べて大きく安定します。

歳出の72.1%を占めます被保険者の医療費にあたる保険給付費につきましては、保険給付費全体で13億3,169万8千円、対前年度と比較しますと6,440万4千円の減額となっています。総額は、被保険者数の減少に伴い減額となっていますが、医療の高度化や入院医療費の増加、また革新的な高額薬剤が保険適用されるようになり、1人あたり医療費は高い水準で推移しています。



(単位：千円、%)

区 分	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	増減額 (H30-H29)	増減率
01 総 務 費	19,813	20,584	△ 771	△ 3.7
02 保 険 給 付 費	1,331,698	1,396,102	△ 64,404	△ 4.6
03 国民健康保険事業費納付金	432,673	0	432,673	皆増
04 共 同 事 業 拠 出 金	1	479,128	△ 479,127	△ 100.0
05 保 健 事 業 費	36,617	36,956	△ 339	△ 0.9
06 基 金 積 立 金	165	150	15	10.0
07 公 債 費	150	150	0	0.0
08 諸 支 出 金	19,883	14,626	5,257	35.9
09 予 備 費	5,000	10,000	△ 5,000	△ 50.0
後期高齢者支援金	0	224,093	△ 224,093	皆減
前期高齢者納付金	0	822	△ 822	皆減
老人保健拠出金	0	6	△ 6	皆減
介護納付金	0	69,383	△ 69,383	皆減
合 計	1,846,000	2,252,000	△ 406,000	△ 18.0

01 総務費

【H30予算額 19,813千円（H29予算額 20,584千円、対前年度 △771千円、△3.7%）】

- 一般管理費 16,705 千円 (H29 16,533 千円)
国民健康保険事業を運営するための一般事務費や人件費を計上しています。
- 国民健康保険団体連合会負担金 1,225 千円 (H29 1,270 千円)
京都府国民健康保険団体連合会への負担金を計上しています。
- 賦課徴収費 1,466 千円 (H29 2,013 千円)
国民健康保険税の徴収事務費を計上しています。
- 運営協議会費 417 千円 (H29 468 千円)
国民健康保険運営協議会経費を計上しています。

02 保険給付費

【H30予算額 1,331,698千円（H29予算額 1,396,102千円、対前年度 △64,404千円、△4.6%）】

保険給付費については、平成27、28年度の実績、平成29年度の10月診療分までの実績などを参考にし積算を行っています。

(単位：千円)

項	目	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	比較 (H30-H29)
療養諸費	一般被保険者療養給付費	1,140,000	1,160,000	△ 20,000
	退職被保険者等療養給付費	15,000	50,000	△ 35,000
	一般被保険者療養費	11,000	13,000	△ 2,000
	退職被保険者等療養費	240	500	△ 260
	審査支払手数料	3,254	3,398	△ 144
高額療養費	一般被保険者高額療養費	150,000	150,000	0
	退職被保険者等高額療養費	2,000	9,000	△ 7,000
	一般被保険者高額介護合算療養費	200	200	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者等移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	6,300	6,300	0
	支払手数料	4	4	0
葬祭諸費	葬祭費	1,250	1,250	0
精神・結核医療付加金	精神・結核医療付加金	2,300	2,300	0
保険給付費合計		1,331,698	1,396,102	△ 64,404

○ 療養給付費

保険者が被保険者に対して、保険医療機関や保険薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを供給することです。

○ 療養費

被保険者が、やむを得ない理由により自費で療養を受けた場合、その療養に要した費用について後から保険者が支給するものです。

○ 高額療養費

被保険者が受けた療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

○ 高額介護合算療養費

高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

○ 移送費

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的が必要があり、移送された場合、現金給付として支給するものです。

○ 出産育児一時金

被保険者及びその被扶養者が出産された時に、1子につき42万円を支給するものです。（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は40万4千円となります。）

○ 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行う人に対し5万円を支給するものです。

○ 精神・結核医療付加金

障害者総合支援法による通院医療または感染症予防法適用の医療を受けた被保険者に、国民健康保険の保険給付額と京都府などの公費負担医療による給付額を控除した額（＝自己負担額：所得に応じて限度額設定あり）相当額を国保の付加給付として支給するものです。

03 国民健康保険事業費納付金

【H30予算額 432,673千円（H29予算額 0千円、対前年度 432,673千円増、皆増）】

市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付（保険給付費等交付金）するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものであり、都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分します。

04 共同事業拠出金

【H30予算額 1千円（H29予算額 479,128千円、対前年度 △479,127千円、△100.0%）】

都道府県内における市町村国保間での保険税の平準化及び財政の安定化を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を実施するものです。

○ その他共同事業事務費拠出金

1千円（H29 1千円）

退職者医療制度の対象者の把握に資するため、国民健康保険団体連合会から送付される年金受給者一覧表に係る費用について計上しています。

05 保健事業費

【H30予算額 36,617千円（H29予算額 36,956千円、対前年度 △339千円、△0.9%）】

- | | | |
|--|-----------|-----------------|
| ○ 疾病予防費 | 12,395 千円 | (H29 12,799 千円) |
| 人間ドック助成金や、被保険者に対して医療費通知、ジェネリック差額通知を実施するとともに、平成29年度から服薬情報通知を実施し、医療費適正化を図っています。また、保健福祉課で実施しています保健事業について、国民健康保険事業特別会計から一般会計へ繰出を実施しています。 | | |
| ○ 特定健康診査等事業費 | 18,503 千円 | (H29 18,499 千円) |
| 40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施しています。 | | |
| ○ 施設管理費 | 5,249 千円 | (H29 5,200 千円) |
| 京丹波町健康管理センターに係る管理経費を計上しています。 | | |
| ○ 保健指導事業費 | 110 千円 | (H29 98 千円) |
| 保健師による訪問を実施し、生活に即した指導を実施しています。 | | |
| ○ 健康増進指導事業費 | 360 千円 | (H29 360 千円) |
| インストラクターによる体操教室を実施しています。 | | |

06 基金積立金

【H30予算額 165千円（H29予算額 150千円、対前年度 15千円増、10.0%増）】

- | | | |
|-------------------|--------|--------------|
| ○ 国民健康保険財政調整基金積立金 | 165 千円 | (H29 150 千円) |
|-------------------|--------|--------------|

07 公債費

【H30予算額 150千円（H29予算額 150千円、対前年度 0千円、0.0%）】

- | | | |
|-----------------------------|--------|--------------|
| ○ 一時借入金利子 | 150 千円 | (H29 150 千円) |
| 一時借入金を実施した場合の利子相当額を計上しています。 | | |

08 諸支出金

【H30予算額 19,883千円（H29予算額 14,626千円、対前年度 5,257千円増、35.9%増）】

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| ○ 償還金、還付加算金及び延滞金 | 2,241 千円 | (H29 2,435 千円) |
| 国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。 | | |
| ○ 繰出金 | 17,642 千円 | (H29 12,191 千円) |
| 国庫補助金（特別調整交付金）で受け入れた補助金を、京丹波町病院事業会計へ繰出を実施しています。 | | |

09 予備費

【H30予算額 5,000千円（H29予算額 10,000千円、対前年度 △5,000千円、△50.0%）】

- | | | |
|---|----------|-----------------|
| ○ 予備費 | 5,000 千円 | (H29 10,000 千円) |
| 予想外の医療費の支出や予算を超過した支出へ対応するために準備しておく費用を計上しています。 | | |